

(3) 名古屋港港湾隣接地域の変更について

1 変更理由

埋立造成や埠頭再開発等に伴い水際線が内陸化した地域について、水域及び護岸等を適切に維持・保全するため、現況の水際線に港湾隣接地域の変更を行う。

また、防潮壁などの海岸保全施設と一体となって効率的に水域及び護岸等を維持・保全するため、港湾隣接地域の変更を行う。

2 変更内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2の規定に基づき、名古屋港港湾隣接地域の変更を次表及び次図のとおり行う。

表 変更地区（案）

汐止・空見 ふ頭地区	指定	空見町 41 番地、40 番地の 2、40 番地の 1、38 番地、39 番地の 1、37 番地の 2、37 番地の 3、野跡二丁目 10 番地の 1、10 番地の 2、9 番地、11 番地、12 番地の 1、12 番地の 2、13 番地の 1、13 番地の 2、14 番地の 1、14 番地の 2、16 番地、15 番地の 1、15 番地の 3、19 番地の 4、3 番地及び同番地の地先、4 番地、2 番地、1 番地及び同番地の地先、稲永三丁目の地先
	廃止	空見町 9 番地の 1、9 番地の 2、5 番地の 10、5 番地の 9、1 番地の 25、1 番地の 6、1 番地の 20、1 番地の 21、空見町 38 番地、39 番地の 1、37 番地の 2、37 番地の 3
稲永・潮風 ふ頭地区	指定	稲永三丁目の地先、稲永新田字ち 321、字り 370、稲永三丁目 904 番地、潮風町 18 番地、61 番地、66 番地、1 番地の 3、75 番地、76 番地、77 番地、69 番地、63 番地、65 番地、一州町 89 番地、87 番地、90 番地、86 番地の 1 の地先
	廃止	潮風町 72 番地、70 番地、67 番地、57 番地の 2、57 番地の 3、1 番地の 3、63 番地、69 番地、稲永新田字その地先、830 の 10、字かの地先、611 の 1、一州町 83 番地、86 番地の 1
大手ふ頭地区	指定	築三町 3 丁目 8 番地の 3、10 番地の 3、11 番地の 3、8 番地、8 番地の 6、築三町 1 丁目 14 番地、13 番地、12 番地、10 番地、10 番地の 1、11 番地、9 番地の 2、築地町 16 番地
	廃止	築地町 15 番地及び同番地の地先
中川口地区	廃止	熱田前新田字中川西 272 の 3 及び同番地の地先、熱田前新田字中川東 291 の 3、中川町 14 番地の 2、西倉町 3 番地及び同番地の地先、4 番地、5 番地、6 番地、7 番地

築地・ガーデン ふ頭地区	指定	港町 110 番地、106 番地及び同番地の地先、109 番地の 1、109 番地の 2、108 番地
	廃止	西倉町 126 番地、110 番地、127 番地、128 番地、129 番地、港町 106 番地及び同番地の地先、107 番地、103 番地の 1 及び同番地の地先、104 番地及び同番地の地先、103 番地の 2、102 番地及び同番地の地先
堀川口地区	指定	千鳥二丁目 4 番地及び同番地の地先、3 番地、1 番地
築地東ふ頭地区	指定	東築地町 1 番地の 5 及び同番地の地先、28 番地の 1、28 番地の 2、27 番地
大江ふ頭地区	指定	大江町 2 番地の 13、2 番地の 11、2 番地の 9、2 番地の 15 の地先、2 番地の 12
	廃止	大江町 1 番地の 6
昭和ふ頭地区	指定	昭和町 14 番地の 1、3 番地、28 番地、30 番地の 8、2 番地、30 番地の 3、1 番地の 1
船見ふ頭地区	指定	船見町 59 番地
潮見ふ頭地区	廃止	潮見町 34 番地
堀川地区	指定	港区佐倉町 101 番地の 1、千年三丁目 101 番地の 1
	廃止	港区佐倉町 101 番地の 1、101 番地の 2、千年三丁目 101 番地の 1
中川運河地区	指定	中川区運河町 710 番地の 2、中村区運河町 720 番地の 2、719 番地の 1、718 番地の 2、736 番地、717 番地の 3、739 番地の 2
	廃止	中川区運河町 710 番地の 2、中村区運河町 723 番地の 2、723 番地の 1、724 番地の 2、725 番地、712 番地の 1、727 番地、728 番地、729 番地の 1、730 番地の 1、732 番地、733 番地の 1、748 番地、753 番地の 1、753 番地の 2、752 番地の 1、752 番地の 2、749 番地の 1、749 番地の 2、750 番地、747 番地の 3、746 番地の 1、739 番地の 1

注) 表示する地番は、指定・廃止する地番の一部を含む。